

追 加 議 案 一 覧 表

第 9 2 号 議 案	瀬 戸 市 手 数 料 徴 収 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て …… 1
第 9 3 号 議 案	令 和 3 年 度 瀬 戸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 2 号 ) …… 別 冊

3 年市長提出第 9 2 号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
種類		金額		種類		金額	
<省略>				<省略>			
長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 （平成 2 0 年 法律第 8 7 号 ）第 5 条第 1 項から 第 3 項 までの	住宅 の新 築に 係る もの	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 <u>第 2 条 第 4 項 に規定 する長 期使用 構造等 である 旨を住 宅の品</u>	<省略>	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 （平成 2 0 年 法律第 8 7 号 ）第 5 条第 1 項から 第 3 項 までの	住宅 の新 築に 係る もの	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 <u>第 6 条 第 1 項 各号（ 第 3 号 を除く 。）に 掲げる 基準に 適合す</u>	<省略>

<p>規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部及び次部において「登録住宅性能評価機関」という。）が<u>確認</u>した場合</p>	<p>規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>ると住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部及び次部において「登録住宅性能評価機関」という。）が<u>認め</u>た場合</p>	<p>設計住宅性能評価書が添付されて</p> <p>一戸建て住宅1戸につき22,500円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、63,000円を同一の建</p>
----------------------------------	---	----------------------------------	--	--



					数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、1,106,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、1,337,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
住宅の増築又は改築に係るもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>		住宅の増築又は改築に係るもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認め

			た場合		
<省略>			<省略>		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	住宅の新築について長期優良住宅の普及に促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第	<省略>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	住宅の新築について長期優良住宅の普及に促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る法	<省略>

<p>9条 第1 項又 は第 3項 の規 定に よる もの 以外 の変 更の 認定 の申 請の もの</p>	<p>条第 1項 の規 定に よる もの 以外 の変 更の 認定 の申 請の もの</p>	<p>く。) に掲げ る基準 に適合 すると 登録住 宅性能 評価機 関が認 めた場 合</p>
		<p>登録住 宅性能 評価機 関が設 計住宅 性能評 価書が 添付さ れてい る場合 (日本 住宅性 能表示 基準の 別表1 の(い )項に 掲げる 断熱等</p> <p>一戸建て住宅1戸につき8 、200円、共同住宅等の 1棟の総戸数が5戸以下の ときは申請1戸につき、2 9、100円を同一の建築 物について同時に申請が行 われる住戸の数で除して得 た額、共同住宅等の1棟の 総戸数が6戸以上10戸以 下のときは申請1戸につき 、46、700円を同一の 建築物について同時に申請 が行われる住戸の数で除し て得た額、共同住宅等の1 棟の総戸数が11戸以上3 0戸以下のときは申請1戸 につき、87、000円を 同一の建築物について同時 に申請が行われる住戸の数</p>





住宅の増築又は改築については長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>
---	--	------

住宅の増築又は改築については長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ。）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準	<省略>
--	---	------

第1 項又 は第 3項 の規 定に よる もの 以外 の変 更の 認定 の申 請の もの			1項 の規 定に よる もの 以外 の変 更の 認定 の申 請の もの	に適合 すると 登録住 宅性能 評価機 関が認 めた場 合	
	<省略>	<省略>			<省略>
<省略>			<省略>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の一部改正等に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。